

## 平成 22年度老人福祉施設整備費補助要綱

22 福保高施第 540 号

平成 22年 6 月 11 日

### 1 目的

この要綱は、区市町村及び社会福祉法人等が、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の整備に要する費用及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 11 項に規定する特定施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉及び療養環境の向上を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業

補助の対象事業は、次の各号のとおりとし、内容は別表1のとおりとする。

- (1) 区市町村、社会福祉法人(日本赤十字社含む。)及び公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が、老人福祉法第 15 条の規定により東京都内に設置する定員 30 人以上の特別養護老人ホーム(以下「広域型特養」という。)の整備
- (2) 区市町村及び社会福祉法人が、老人福祉法第 15 条の規定により東京都内に設置する養護老人ホームの整備
- (3) 区市町村、社会福祉法人及び社会福祉法第 62 条の規定による東京都知事(以下「知事」という。)の許可を受けようとする医療法人が、老人福祉法第 15 条の規定により東京都内に設置する定員 30 人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス)で、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設(以下「介護専用型ケアハウス」という。)の整備
- (4) 上記(1)から(3)の施設に併設される老人短期入所施設(以下「併設ショート」という。)の整備

### 3 補助対象費用

この補助は、老人福祉施設の整備に必要な施設整備費及び特別な理由により知事が特に必要と認めた工事費を対象費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用。ただし、PFI 事業による買収費用及び定員 30 人以上の特別養護老人ホーム(併設ショートを含む。)の創設における買取費用は、補助対象とする。
- (3) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用(ただし、改築又は増築整備において必要と認められた工事を除く。)
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

#### 4 補助金交付額

この補助金は、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表2の第1欄に定める種目のうち主体工事費については、第2欄に定める算定基準により算出した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(ただし、区市町村において総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額とし、社会福祉法人又は医療法人において総事業費からその他の収入額(社会福祉法人にあつては移行時特別積立預金を含む。)を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。)とする。なお、別表1の2に定める大規模改修については、この額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) 別表1の2に定めるその他改修等については、別表2(付表5)の補助基準単価を交付額とする。
- (3) 2に掲げる補助対象施設の整備に併せて行う別表2の第1欄に定める種目のうち地域交流スペース整備費については、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合し、かつ防災拠点型地域交流スペースの整備を行う場合に限り、地域交流スペースの整備に係る額と、別表2(付表4)に定める補助基準単価を比較して少ない方の額を加えた額とする。
- (4) PFI事業については、別表2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める算定基準により算出した全ての種目の合計額(ただし、2に掲げる複数の補助対象事業の施設を合築して整備している建物を買収する場合は、その合計額)と、補助事業者が当該建物に対する買収価格のうち施設整備に係る金額を比較して少ない方の額とする。
- (5) 定員30人以上の特別養護老人ホーム(「併設ショート」を含む。)の創設における買取については、別表2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める算定基準により算出した全ての種目の合計額と、補助事業者の当該建物に対する買取価格のうち当該施設整備に係る金額を比較して少ない方の額とする。
- (6) 補助対象事業の対象経費が、国の市町村交付金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付対象事業の対象経費と重複する場合は、原則、上記(1)から(4)により算定された額から当該交付金を控除した額を交付額とするが、先進的事業支援特例交付金(介護療養型医療施設転換整備計画に係る分)については、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(ただし、対象経費の実支出額が下回る場合はその額とする。)から当該交付金を控除した額と上記(1)から(4)により算定された額を比較して少ない方の額を交付額とする。

## 5 補助金の交付及び請求

### (1) 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別紙1)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

### (2) 交付決定

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、6 の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請を行った者に通知する。ただし、交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、不交付決定を通知することがある。

### (3) 交付時期

この補助金は、請求により事業の出来高に応じ、別表3に定める時期に交付する。

### (4) 実績報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから 10 日以内に補助事業の事業実績報告書(別紙2)を知事に提出しなければならない。

### (5) 補助金の額の確定

知事は、(4)の事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、当該補助対象事業者に対し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

### (6) 請求

補助対象事業者が、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書(別紙3)による。

### (7) 関係書類の管理保管等

補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。また、補助事業に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示しなければならない。

なお、区市町村においては、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

## 6 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

### (1) 補助金に関する留意事項

#### ア 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

## イ 承認を要する事項

次の(ア)、(イ)又は(ウ)の一に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容のうち、次の各号のいずれかを変更しようとするとき。

① 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

② 建物等の用途

③ 入所定員、入居定員及び利用定員

④ 工事の内容

A 工期変更を伴う工事

B 工法及び位置の変更を伴う工事

C 変更見込金額が請負金額の10%に相当する額又は、200万円を超える工事

(ウ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

## ウ 状況報告等

補助対象事業者は、補助事業の進捗状況について、定期に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

## エ 事故報告

補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

## (2) 財産(建物)の取扱い

### ア 財産処分の制限

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物等については、補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

### イ 財産の管理義務

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

### ウ 財産処分に伴う収入の納付

補助対象事業者が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

## (3) 契約に関する注意事項

### ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者のうち区市町村以外の者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

イ 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ウ 契約手続の取扱い

補助対象事業者のうち区市町村以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助に係る契約手続基準」に準じること。

(4) 補助の取消し等

ア 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ 補助事業の一時停止

この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

ウ 是正のための措置

5の(5)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがあり、この命令により必要な処置をした場合、改めて5の(4)の実績報告を行わなければならない。

エ 決定の取消し

(ア) 次の①、②又は③の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金を他の用途に使用したとき。

③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(イ) (ア)の規定は、5の(5)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

オ 補助金の返還

(ア) 補助対象事業者は、6の(4)エにより補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示すると

ころにより、その補助金を返還しなければならない。

- (イ) 補助対象事業者は、5の(5)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

#### カ 違約加算金

補助対象事業者は、6の(4)エにより補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日(補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日)に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### キ 延滞金

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### ク 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

### (5) その他

#### ア 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助対象事業者は、別紙4により知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

#### イ PFI事業における区市町村の補助条件

区市町村がPFI事業において補助事業を行う場合は、次の事項も併せて条件とする。

(ア) 区市町村の補助事業の要綱に、次の条件を明記しなければならない。

- ① 6の(1)ア 民間補助金との重複禁止、同(2)イ 財産の管理義務及び同(3)ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止に掲げる条件
- ② 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、区市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- ③ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物等については、

補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成 20 年7月 11 日付厚生労働省告示第 384 号)に定める期間を経過するまで、区市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

④ 区市町村長の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区市町村に納付させることがある。

⑤ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助対象事業者は、別紙 4により区市町村長に報告しなければならない。

なお、区市町村長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区市町村に納付させることがある。

(イ) (ア)により付した条件に基づき、区市町村長が承認又は指示する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(ウ) 区市町村からの補助を受けた法人等が、区市町村が別に定めた補助事業の要綱に違反したために、区市町村が、その補助金の全部又は一部を取り消した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

(エ) (ア)の④又は⑤による納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を都に納付させることがある。

(オ) 区市町村が(ア)により付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 21 年度以前からの継続事業については、平成 21 年度補助要綱の当該事業に係る規定を適用するものとする。

別表 1

1 補助対象事業及び整備区分

対象事業(施設)	整備区分
<p>定員 30 人以上の特別養護老人ホーム(併設ショートを含む。)</p> <p>※ ユニット型を基本とする。ただし、総定員数のおおむね3割以内は、多床室整備も認める。</p>	<p>創設(買取りを含む)、改修型創設、増築、改築、ユニット化改修、大規模改修、その他改修等、療養転換創設、療養転換改築、療養転換改修</p>
<p>養護老人ホーム(併設ショート含む。)</p> <p>※ 外部サービス利用型特定施設の指定を受けることを原則とする。</p> <p>※ 知事が特に認めた場合に限る。</p>	<p>創設、増築、改築、大規模改修、その他改修等</p>
<p>定員 30 人以上の軽費老人ホームのうち、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設(以下「介護専用型ケアハウス」という。併設ショート含む。)</p> <p>※ ユニット型を基本とする。</p>	<p>創設、増築、その他改修等、療養転換創設、療養転換改築、療養転換改修</p>



## 2 施設整備における整備区分ごとの内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増員するための増築整備を行うこと。ただし、躯体工事に及ばない屋内改修工事(壁撤去等)を除く。
改築	既存施設の定員を原則減員しないで、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと(移転改築、一部改築を含む。)
ユニット化改修	既存のユニット型以外の特別養護老人ホーム及び併設ショートユニット型個室及び準個室に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。
大規模改修	既存施設の躯体工事に及ばない付表1の内容の工事を行うこと。
その他改修等	社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の対象となる改修等、知事が特に必要と認めた工事を行うこと。
療養転換創設	既存の介護療養型医療施設を廃止して、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護専用型ケアハウス)及び併設ショート(以下「特別養護老人ホーム等」という。)を整備すること。
療養転換改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、特別養護老人ホーム等を整備すること。
療養転換改修	既存の介護療養型医療施設の躯体工事に及ばない屋内改修工事(壁撤去等)により、特別養護老人ホーム等を整備すること。

別表1（付表1）

大規模改修における対象工事 ※注1

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数(※注2)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数(※注2)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	① 狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備等工事や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 緊急災害時用の自家発電設備の整備

※注1 施設創設、改築後10年以上経過している施設(国又は地方公共団体が設置する施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。)を除く。)についてのみ対象とする。

※注2 一定年数とは、おおむね10年以上とする。

別表 2  
算定基準

1 種目	2 算定基準	3 対象経費
主体工事費	<p>1 島しょ以外の地域において整備する場合は、施設の種別ごとに付表 1 から 3 までに掲げる 1 人当たり基準単価に定員数を乗じて得た額に、付表 6 の促進係数を乗じて得た額</p> <p>ただし、従来型個室及び多床室、養護老人ホームの整備については、同係数は適用しない。</p> <p>2 島しょにおいて整備する場合は、付表 1 から 3 までに掲げる 1 人当たり基準単価に付表 7 の指数を乗じて得た額</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費（対象経費）の 2.6% に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域交流スペース整備費 (防災拠点型)	付表 4 に定める補助基準単価	

※ 補助対象事業の対象経費が、国の市町村交付金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付対象事業の対象経費と重複する場合は、原則、上表により算定された額から当該交付金を控除した額を交付額とするが、先進的事業支援特例交付金（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）については、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、対象経費の実支出額が下回る場合はその額とする。）から当該交付金を控除した額と 4(1) から(3)により算定された額を比較して少ない方の額を交付額とする。

※ 地域交流スペースについて、補助対象施設の整備に併せて平成 17 年 10 月 5 日付社援発第 1005014 号「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合し、かつ防災拠点型の整備を対象とする。

別表 2 (付表 1)

補助基準単価(特別養護老人ホーム、併設ショートを含む。)

整備区分等		一人当たり整備面積	基準単価 (単位:円)	適用単位
創設(買取含む)	ユニット型 ※促進係数あり	38 m <sup>2</sup> 以上	4,300,000	定員1人当たり
	従来型個室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	3,870,000	
	多床室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	3,483,000	
増築、療養転換創設、療養転換改築	ユニット型 ※促進係数あり	38 m <sup>2</sup> 以上	4,300,000	
	従来型個室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	3,870,000	
		22 m <sup>2</sup> 以上 34.13 m <sup>2</sup> 未満	3,096,000	
		10.65 m <sup>2</sup> 以上 22 m <sup>2</sup> 未満	2,322,000	
多床室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	3,483,000		
改築	ユニット型	38 m <sup>2</sup> 以上	5,160,000	
	従来型個室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	4,644,000	
	多床室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	4,180,000	
改修型創設	ユニット型 ※促進係数あり	38 m <sup>2</sup> 以上	3,225,000	
	従来型個室	34.13 m <sup>2</sup> 以上	2,903,000	
ユニット 化改修、 療養転 換改修	多床室からユニット型個室 又は準個室への改修	なし	2,150,000	
	従来型個室からユニット型 個室又は準個室への改修	なし	1,075,000	
大規模改修		なし	100,000,000	1件当たり

別表 2 (付表 2)

補助基準単価(養護老人ホーム)

整備区分等		一人当たり整備面積	基準単価 (単位:円)	適用単位
創設、増築		29.2 m <sup>2</sup> 以上	4,300,000	定員1人当たり
改築			5,160,000	
大規模改修		なし	100,000,000	1件当たり

別表 2 (付表3)

補助基準単価(軽費老人ホーム(介護専用型ケアハウス、併設ショートを含む。))

整備区分等		一人当たり 整備面積	基準単価 (単位:円)	適用単位
創設、増築、療養転換 創設、療養転換改築	ユニット型 ※促進係数あり	39.6 m <sup>2</sup> 以上	4,300,000	定員1人当 たり
療養転 換改修	多床室からユニット型個室又 は準個室への改修	なし	2,150,000	
	従来型個室からユニット型個 室又は準個室への改修	なし	1,075,000	

別表 2 (付表4)

補助基準単価(地域交流スペース(防災拠点型))

整備区分等	整備面積	基準単価 (単位:円)	適用単位
創設、増築、改築、療養転換創設、療 養転換改築	380 m <sup>2</sup> 以上	27,000,000	1件当たり
改修型創設	380 m <sup>2</sup> 以上	20,250,000	

別表 2 (付表5)

その他改修等

整備区分等	基準単価	適用単位
知事が特に必要と認めた工事	知事が認めた額	1件当たり

別表 2 (付表6)

促進係数

施設種別	整備区分	整備率別促進係数(島しょを除く。)	
		整備率	促進係数
特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(介護 専用型ケアハウス)	創設、増築、 改修型創設、 療養転換創設 療養転換改築	1%未満	1.50
		1%以上 1.25%未満	1.25
		1.25%以上	1.00

※ 整備率は、施設を整備する区市町村における平成20年度末(平成21年3月31日)の特別養護老人ホームの竣工施設定員数を平成21年1月の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除して算出する。

別表 2 (付表7)

## 島しょ工事指数

場 所	指 数
大島	1.25
利島	1.60
新島	1.40
式根島	1.45
神津島	
三宅島	
御蔵島	1.60
八丈島	1.50
小笠原 父島	1.85
小笠原 母島	1.90

別表 3

補助金の交付時期

年度補助事業が完了したとき、補助額の全額を交付する。

ただし、年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合は、以下により2回に分けて交付することができる。この場合、第1回目の支払は、交付決定後に出来高を確認のうえ、交付する。

区分	第1回		第2回	
	交付時期	交付額	交付時期	交付額
年度補助額が1億円未満の場合	補助事業が完了したとき。	補助額全額		
年度補助額が1億円以上の場合	工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む)が契約額の30%以上に達したとき。	補助額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額)に工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む)を乗じ、さらに0.9を乗じて得た額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額)の範囲内で千円未満を切り捨てた額	補助事業が完了したとき。	補助額から当該年度における既支出額を控除した額

2 特例措置

補助事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、交付回数及び交付時期を変更することがある。ただし、その場合における交付額は、上記に準じて算出した額とする。